株式交換に関する事前開示書類

（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面）

2023 年３月２日

株式会社長野銀行

2023年３月２日

長野県松本市渚二丁目９番38号
株式会社長野銀行
代表取締役頭取　西澤　仁志

株式交換に関する事前開示事項

当行は、2023年１月20日開催の取締役会において、2023年６月１日を効力発生日として、株式会社八十二銀行（以下「八十二銀行」といい、当行と八十二銀行を総称して「両行」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両行の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第１項及び会社法施行規則第184条に掲げる事項は以下のとおりです。

１．株式交換契約の内容（会社法第782条第１項第３号）

本株式交換契約の内容は、別紙１のとおりです。

２．交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第１項第１号）

（１）交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項第１号）

①　本株式交換に係る割当ての内容

	八十二銀行 （株式交換完全親会社）	当行 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 割当比率	1	2.54
本株式交換により 交付する株式数	八十二銀行の普通株式：22,664,539株（予定）	

（注１）株式の割当比率

当行の普通株式１株に対して、八十二銀行の普通株式2.54株を割当て交付します。ただし、八十二銀行が保有する当行の普通株式152,000株（2022年12月31日現在）については本株式交換による割当ては行いません。

（注２）本株式交換により八十二銀行が交付する新株式数（予定）

八十二銀行の普通株式　22,664,539株（予定）

上記の普通株式数は、2022年12月31日時点における当行の普通株式の発行済株式総数（9,258,856株）を基礎として当行が発行している新株予約権の全て（５個）については、2023年３月24日に開催予定の当行の臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られ

た場合、その発行要項の定めに従って、当該承認日の翌日から 30 日間が経過する日までに、その全てが権利行使され、当行の普通株式 500 株に転換される予定であるため、当該 500 株を考慮した 9,259,356 株を前提として算出しております。ただし、本株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、当行の 2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数（184,309 株）は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。また、2022 年 12 月 31 日時点における八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。

なお、当行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の 2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、八十二銀行の交付する新株式数が変動することがあります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換による両行の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）が実現された場合、本株式交換により、１単元（100 株）未満の八十二銀行の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第１項の規定に基づき、八十二銀行に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第１項及び八十二銀行の定款の規定に基づき、八十二銀行が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、八十二銀行に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき八十二銀行の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合、八十二銀行は、当該端数の割当てを受けることとなる当行の株主の皆様に対して、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

Ⅰ．割当ての内容の根拠及び理由

両行は、2022 年９月 28 日付で本経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式交換の効力発生日を 2023 年６月１日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

八十二銀行は、下記Ⅳ.「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本経営統合の公正性を担保するため、八十二銀行の第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村證券から 2023 年１月 19 日付で受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当行は、下記Ⅳ.「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本経営統合の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所

をそれぞれ選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和証券から2023年１月19日付で受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

このように、両行は、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行の間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、2023年１月20日に開催された両行の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

Ⅱ．算定に関する事項

(ア)算定機関の名称及び両行との関係

八十二銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村證券及び当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券は、いずれも両行から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ)算定の概要

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、八十二銀行は野村證券を第三者算定機関として選定し、当行は大和証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村證券は、八十二銀行の普通株式については、八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。

当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。八十二銀行の普通株式の１株当たり株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法（基準日①）	2.48～2.75
2	市場株価平均法（基準日②）	2.45～2.54
3	類似会社比較法	2.04～2.65
4	DDM法	2.14～3.10

なお、市場株価平均法については、基本合意書の締結を公表した2022年９月28日の前営業日を算定基準日（本書において「基準日①」といいます。）として、基準日①の終値、基準日①から遡る

５営業日、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、並びに2023年１月19日を算定基準日（本書において「基準日②」といいます。）として、基準日②の終値、基準日②から遡る５営業日、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定義される「関係会社」をいいます。以下同じです。）の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当行から提供され八十二銀行が確認した事業計画、当行へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2023年３月期以降の当行の将来予想を前提としております。なお、野村證券の算定は、八十二銀行の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDDM法の評価の基礎とした当行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

大和証券は、八十二銀行については八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に、当行については当行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM法による算定を行いました。

上記の各評価手法による八十二銀行の株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価法	2.45～2.54
2	類似会社比較法	1.68～2.51
3	DDM法	2.41～3.23

市場株価法では、株式交換比率算定書作成日である2023年１月19日（基準日②）を算定基準日として、基準日②の株価終値、並びに、基準日②までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は、両行及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行って

おりません。大和証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されていることを前提としております。大和証券は、当行の同意を得て、当行及び八十二銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2023年１月19日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、大和証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

Ⅲ. 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換が実現される場合、その効力発生日である2023年６月１日（予定）をもって、当行は八十二銀行の完全子会社となりますので、当行の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い2023年５月30日を目途に上場廃止となる予定です。

一方、本株式交換の対価である八十二銀行の普通株式は、東京証券取引所に上場されており、引き続き東京証券取引所において取引が可能です。

Ⅳ. 公正性を担保するための措置

八十二銀行は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

（ア）独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

八十二銀行は、本経営統合の公正性を担保するために、上記Ⅰ.「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村證券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。八十二銀行は、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考として当行と交渉・協議を行い、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを2023年１月20日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、八十二銀行は、野村證券から、当該株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（イ）独立した法律事務所からの助言

八十二銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、八十二銀行の意思決定の方法、過程その他の本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、当行は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

（ア）独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当行は、本経営統合の公正性を担保するために、上記Ⅰ.「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考として八十二銀行と交渉・協議を行い、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを2023年１月20日に開催さ

れた取締役会において決議いたしました。

なお、当行は、大和証券から、当該株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（イ）独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程その他の本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

Ⅴ．利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、八十二銀行と当行との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

（２）交換対価として八十二銀行の普通株式を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第３項第２号）

当行は、本株式交換により当行株主の皆様に割り当てられる八十二銀行の普通株式が、当行の普通株式が上場廃止となった後も、東京証券取引所プライム市場に上場されており流動性・換金性が維持され、取引機会が確保されていること、今後八十二銀行の普通株式を保有することとなる当行の株主の皆様が、本株式交換による当行の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した結果、八十二銀行の普通株式を本株式交換の対価とすることが適切であると判断いたしました。

（３）八十二銀行の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項、会社法第 768 条第１項第２号イ）

本株式交換により増加する八十二銀行の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

① 増加する資本金の額　　金０円
② 増加する資本準備金の額 会社計算規則に従い八十二銀行が別途定める金額とする
③ 増加する利益準備金の額 金０円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、八十二銀行の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、会社計算規則の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

３．交換対価として参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第１項第２号）

（１）八十二銀行の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第４項第１号イ）

八十二銀行の定款については、別紙２のとおりです。

（２）交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ロ）

① 交換対価を取引する市場

八十二銀行の普通株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

八十二銀行の普通株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

（３）交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2023 年１月 20 日）の前営業日を基準として、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における八十二銀行の株式の終値の平均（１円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ、547 円、509 円及び 496 円です。

なお、八十二銀行の普通株式の最新の市場株価等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（https://www.jpx.co.jp/）等でご覧いただけます。

（４）八十二銀行の過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ニ）

八十二銀行は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

４．本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第３号）

本株式交換に際し、当行が発行している新株予約権については、2023 年３月 24 日に開催予定の当行の臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、その発行要項等の定めに従って、当該承認日の翌日から 30 日間が経過する日までに、その全てが権利行使される予定です。なお、当行は新株予約権付社債を発行しておりません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第４号）

（１）八十二銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第６項第１号イ）

八十二銀行の最終事業年度（2022 年３月期）に係る計算書類等の内容につきましては、別紙３のとおりです。

（２）八十二銀行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第６項第１号ハ）

①　本株式交換契約の締結

八十二銀行は、2023 年１月 20 日開催の取締役会において、当行との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記１．「本株式交換契約の内容」及び別紙１に記載のとおりです。

②　自己株式の取得及び消却

八十二銀行は、2022 年４月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び同法第 178 条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しております。

Ⅰ．取得に係る事項の内容

(ア)取得対象株式の種類：普通株式

(イ)取得する株式の総数：20,000,000 株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.08%）

(ウ)株式の取得価額の総額：10,000,000,000 円（上限）

(エ)取得期間：2022 年５月２日～2023 年３月 31 日

(オ)取得方法：自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付

Ⅱ．消却に係る事項の内容

（ア）消却する株式の種類：普通株式

（イ）消却する株式の総数：20,000,000 株

（消却前発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合　3.91%）

（ウ）消却予定日：2022 年 5 月 20 日

なお、八十二銀行は、上記決議に基づき、2023 年２月 28 日までに普通株式 11,499,000 株（取得価額の総額：5,969,959,900 円）を取得するとともに、2022 年５月 20 日に普通株式 20,000,000 株を消却しております。

（３）当行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第６項第２号イ）

①　本株式交換契約の締結

当行は、2023 年１月 20 日開催の取締役会において、八十二銀行との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記１．「本株式交換契約の内容」及び別紙１に記載のとおりです。

②　自己株式の消却

当行は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生時点の直前時において当行が保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく当行の株主の株式買取請求に応じて当行が取得する株式を含みます。）を消却する予定です。

６．株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第５号）

会社法第 789 条第１項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以　上

別紙１　本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社八十二銀行（以下「甲」という。）及び株式会社長野銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、第5条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という。）において、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社（甲）

商号　株式会社八十二銀行

住所　長野県長野市大字中御所字岡田178番地8

(2) 株式交換完全子会社（乙）

商号　株式会社長野銀行

住所　長野県松本市渚二丁目9番38号

第3条（株式交換対価の交付及び割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。）が保有する乙の普通株式の数の合計数に2.54を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式の数に2.54を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間における事情の変更を踏まえ、協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 資本金　　0円

(2) 資本準備金　　会社計算規則に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金　　0円

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年6月1日とする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の普通株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法 785 条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第 7 条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、本契約締結後、2023 年 3 月 31 日時点の甲の株主に対し、1 株につき、連結配当性向 40%（甲の 2023 年 3 月期における通期の連結上の 1 株当たり当期純利益に 40%を乗じた金額（ただし、小数点以下を切り上げるものとする。）から、甲の 2023 年 3 月期の中間配当金である 10 円を控除した金額）を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
2. 乙は、本契約締結後、2023 年 3 月 31 日時点の乙の株主に対し、1 株につき 25 円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。なお、甲は、乙の 2023 年 6 月開催予定の定時株主総会において、乙が 2023 年 3 月 31 日時点の乙の株主に対して剰余金配当を行うために必要な議決権行使を行う。

第 8 条（会社財産の善管注意義務等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、別途甲乙間で合意したものを除き、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、甲及び乙それぞれの連結の財産状態及び将来の損益状況に重要な影響を与える行為を行わないものとし、また、甲及び乙それぞれの子会社をしてこれを行わせない。

第 9 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じたと甲及び乙が判断した場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の承認及び効力）

1. 乙は、2023 年 3 月 24 日、乙の臨時株主総会を開催し、本契約につき承認決議を得るものとする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、又は法令に定める関係官庁等の認可等が得られない場合、その効力を失う。

第 11 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が協議し合意の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有する。

2023年1月20日

甲　　長野県長野市大字中御所字岡田178番地8
株式会社八十二銀行
取締役頭取　松下　正樹　　印

2023 年 1 月 20 日

乙　　長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号
株式会社長野銀行
取締役頭取　西澤　仁志　　印

別紙２　八十二銀行の定款

次ページ以降をご参照ください。

定　款

株式会社八十二銀行

株 式 会 社 八 十 二 銀 行 定 款

目　　次

第 １ 章　　総　　則　……Ａ－000－001

第 ２ 章　　株　　式　……Ａ－000－001

第 ３ 章　　株 主 総 会　……Ａ－000－003

第 ４ 章　　取締役および取締役会　……Ａ－000－003

第 ５ 章　　監査役および監査役会　……Ａ－000－005

第 ６ 章　　計　　算　……Ａ－000－006

昭和　６年　８月　１日　制定
令和　５年　３月　２日　最終改訂

第１章　　総　　則

（商　　号）

第１条　当銀行は株式会社八十二銀行と称する。

但し、英文では The Hachijuni Bank, Ｌtd.と書く。

（目　　的）

第２条　当銀行は次の業務を営むことを目的とする。

１．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引

２．債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

３．国債、地方債、政府保証債、その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務

４．信託業務

５．前各号の業務の他、銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務

６．その他前各号の業務に付帯または関連する事項

（本店の所在地）

第３条　当銀行は本店を長野市に置く。

（機　　関）

第４条　当銀行は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第５条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、信濃毎日新聞および日本経済新聞に掲載して行なう。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当銀行の発行可能株式総数は、20億株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当銀行は会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当銀行の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条　当銀行の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当銀行に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当銀行は株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

３．当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款によるほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主の届出義務）

第13条　株主、質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、その住所および氏名または名称を当銀行に届け出なければならない。

これを変更したときも亦同様である。

２．前項の者が外国に居住するときは日本国内で通知を受ける場所または代理人を定めて、当銀行に届け出なければならない。これを変更したときも亦同様である。

３．前２項の届け出を怠ったものに対しては、当銀行は通知または催告についての責任を負わない。

（基準日）

第14条　当銀行は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第３章　株　主　総　会

（定時および臨時株主総会）

第15条　定時株主総会は毎事業年度の末日から３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

（電子提供措置等）

第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（株主総会の議長）

第17条　株主総会の議長は取締役頭取がこれに当る。取締役頭取事故あるときまたは欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は当銀行の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

２．前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

（決議の方法）

第19条　株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

２．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３ 分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第20条　当銀行に取締役１２名以内を置く。

（取締役の選任）

第21条　取締役は株主総会において選任する。

その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

取締役の選任は累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条　取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役）

第23条　取締役会はその決議によって取締役頭取１名を選定する。

２．取締役会はその決議によって取締役会長１名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（代表取締役）

第24条　取締役頭取は、当銀行を代表する。

２．取締役会の決議によって、前項のほか、当銀行を代表する取締役を役付取締役中から選定することができる。

（取締役の報酬等）

第25条　取締役の報酬､賞与その他職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会）

第26条　取締役会は取締役全員を以て組織し、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

（取締役会の招集）

第27条　取締役会の招集通知は会日より３日前までに各取締役および各監査役に発する。但し緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。

（取締役会決議の省略）

第28条　当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（社外取締役の責任限定契約）

第29条　当銀行は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（取締役会規程）

第30条　取締役会に関する事項は法令または定款によるほか取締役会の定める取締役会規程によ

る。

（顧問、相談役）

第31条　取締役会の決議を以て顧問および相談役を置くことができる。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第32条　当銀行に監査役６名以内を置く。

（監査役の選任）

第33条　監査役は株主総会において選任する。

その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

（監査役の任期）

第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役の報酬）

第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会）

第37条　監査役会は監査役全員を以て組織し、法令および定款に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ない、または決議をする。

但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（監査役会の招集）

第38条　監査役会の招集通知は会日より３日前までに各監査役に発する。但し、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。

（社外監査役の責任限定契約）

第39条　当銀行は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（監査役会規程）

第40条　監査役会に関する事項は法令または定款によるほか監査役会の定める監査役会規程によ

る。

第６章　計　　算

（事業年度）

第41条　当銀行の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の処分）

第42条　当銀行の剰余金は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議によってこれを処分する。

（剰余金の期末配当）

第43条　当銀行の剰余金の期末配当は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なう。

（中間配当）

第44条　当銀行は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行なうことができる。

（除斥期間）

第45条　剰余金の期末配当金および中間配当金は、その支払い開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、その支払いの義務を免れるものとする。

別紙３　八十二銀行の最終事業年度（2022 年３月期）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 金融経済環境

2021年度のわが国経済は、海外の景気回復を背景に輸出や設備投資が持ち直したものの、個人消費は新型コロナウイルスの感染状況に左右されたことから、全体として力強さを欠きました。当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、製造業が持ち直す一方で非製造業は回復が進まず、全体として足踏み状態が続きました。生産面は、世界的なIT需要の高まりなどから輸出や設備投資が増加したものの、年度後半は半導体や部材の不足により伸びが鈍化しました。個人消費は、内食需要の増加に伴い大型小売店売上高は堅調に推移しましたが、飲食・宿泊等のサービス業は感染再拡大の影響を受けました。また、住宅投資は前年並みとなりましたが、公共投資は道路整備や防災関連など大型工事により高い水準を維持しました。

金融面においては、米国長期金利の低下を背景に10年物日本国債金利は0%近辺まで低下したのち、世界的な金融政策の正常化観測の高まりなどから一時0.1%を超える水準まで上昇しました。その後、オミクロン株の感染拡大を背景とした一進一退の局面を経て、年度後半は、世界的な金利上昇につれて推移し、期末は0.2%を超えました。

株式相場は、国内の感染再拡大による景気回復の遅れに対する懸念とワクチン接種の加速を背景とした国内経済の正常化期待の高まりが交錯し足踏み状態が続きました。年度中盤以降は、衆議院議員総選挙の結果に対する期待と商品価格の上昇などによる世界的なインフレ懸念の高まりから値動きの大きい相場環境が続きました。さらにウクライナを巡る地政学リスクの高まりも加わり、期末まで相場全体が乱高下する不安定な展開が続きました。

■ 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境の下、お客さまニーズや社会環境の変化にあわせてビジネスモデルを変革していく姿として、中期経営ビジョン2021「『金融×非金融×リレーション』でお客さまと地域を支援する」を策定しました。5つのテーマ「経営の根幹としてのサステナビリティ」「ライフサポートビジネスの深化」「総合金融サービス・機能の提供」「業務・組織のデジタル改革」「成長とやりがいを支える人事改革」の実現を目指すとともに、経営理念で掲げる地域社会の発展に貢献するため、幅広い活動を展開してまいりました。

○ テーマ①「経営の根幹としてのサステナビリティ」

当行は地域社会の持続的な発展に貢献するべく、リーディングバンクとして金融および非金融の両面から地域の社会的課題の解決に取り組んでいます。

金融面の取組みとしましては、「八十二銀行グループ サステナブル投融資方針」を策定し、環境問題や社会課題を解決し持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスを2030年度までに累計1.5兆円実行する目標を掲げました。サステナブルファイナンスに関連する新商品では、「SDGsローン」「サステナビリティ・リンク・ローン」「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取扱いを開始したほか、新設子会社である八十二インベストメントとともに「八十二サステナビリティ1号ファンド」を設立しました。また、12月からは運用益の一部を寄付する「SDGs外貨定期預金」の取扱いを開始するなど、お客さまと連携したSDGsに関する取組みを拡大しています。

非金融面の取組みとしましては、当行の創立90周年記念事業として、八十二文化財団と地域に根差した伝統文化、民俗芸能、食文化等の継承活動費を助成する「地域の文化継承活動助成事業」を開始しました。さらに長野県内の棚田保全ボランティア活動も開始し、収穫した棚田米は、こども食堂を運営する団体へ寄贈しました。

脱炭素化の取組みとしましては、9月に環境省の「金融機関向けポートフォリオのカーボン分析パイロットプログラム支援事業」に採択され、お取引先の温室効果ガス排出量を把握する知見の習得に努めました。

6月に新設した企画部［サステナビリティ統括室］を中心とした推進体制の強化を図り、お取引先の脱炭素化支援など持続可能な社会の実現に向けた幅広い活動を引き続き積極的に展開してまいります。

○ テーマ②「ライフサポートビジネスの深化」

当行は非金融サービスの充実に加え、金融サービスの高度化・非対面取引の機能拡充によってお客さまの暮らし全般を生涯にわたってサポートできる銀行を目指しています。

非金融サービスの充実につきましては、庭木の剪定や家事代行、ハウスクリーニングなど、お客さまの住まいや暮らしにまつわる幅広いお困りごとを解決する「はちにのライフサポートサービス」の取扱いを開始しました。

金融サービスの高度化につきましては、営業渉外部［信託グループ］を新設し、ご高齢のお客さまの財産管理ニーズや次世代への相続・資産承継ニーズにお応えするため、当行を受託者とした個人向け信託業務を新たに開始しました。また、住宅ローンでは金利上乗せがなく、すべての病気やケガを保障する疾病保障付住宅ローンの商品ラインナップを拡充しました。個人分野の相談機能の強化につきましては、コンサルティング営業の基礎知識となるＦＰ１級およびＣＦＰの資格取得サークルを立ち上げ、職員一人ひとりの自発的な能力伸長を後押ししました。また、専門的な知識・ノウハウを有するファイナンシャルアドバイザーの配置を進め、富裕層向けのコンサルティング体制の充実を図りました。さらに新設子会社「八十二アセットマネジメント」とともに金融サービスのさらなる高度化に挑戦してまいります。

○ テーマ③「総合金融サービス・機能の提供」

当行はコンサルティングメニューやグループ機能を拡充することで、事業者さまの企業経営に関する幅広いご相談をワンストップでサポートできる銀行を目指しています。

事業者さまの経営課題解決に向けた取組みとしましては、八十二システム開発と連携した「ＩＴコンサルティング」を開始し、デジタル技術を活用した業務改善やサービス力向上をサポートしています。さらに、職員のＩＴコーディネータ資格の取得をサポートする研修を新設し、お客さまの多種多様なＩＴ化・デジタル化ニーズにお応えできる営業店担当者の育成に取り組みました。また、働き方改革や人材確保に向けた人事制度に関するご相談につきましては、長野経済研究所と連携した「人事コンサルティング」を開始しました。ものづくり補助金や事業再構築補助金などの補助金活用支援では、本部と営業店担当者が一体となり申請手続きをサポートするとともに、ウィズコロナ時代に向けた経営戦略の検討を支援しました。

10月に新設した投資専門子会社「八十二インベストメント」とは総額300億円の新ファンドを設立しました。投資・融資両面からの金融サービスと当行グループが一体となったコンサルティング機能を発揮し、事業者さまの成長を伴走的に応援してまいります。

○ テーマ④「業務・組織のデジタル改革」

当行はデジタル技術やデータの活用による業務の効率化や新サービスの開発を通じて、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

６月にはデジタル化施策を通じてお客さまの利便性向上や業務改革を推進する部署としてデジタルトランスフォーメーション部および企画部［デジタル推進グループ］を設置しました。お客さまの利便性向上に向けた取組みとしましては、店頭相談業務でのお待ち時間の短縮を図るため「来店予約システム」の試行を開始しました。融資手続きをホームページ上で完結させる取組みでは「八十二電子契約サービス」を導入したほか、「ＷＥＢ契約」対象商品を拡充しました。さらに「はちじゅうにビジネスマッチングシステム」を導入し、販路拡大をはじめとする幅広いビジネスニーズにスピーディーにお応えできるよう機能強化も図っています。現在、開発を進めている「Wallet+（ウォレットプラス）」やＡＩを活用した営業担当者サポートシステムの導入により、革新的なマネーサービスがご提供できるよう取り組んでまいります。

○ テーマ⑤「成長とやりがいを支える人事改革」

当行は職員の価値観やライフスタイルの多様化に対応するため、人事制度や働き方の改革を進め、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感できる組織を目指しています。

働き方改革やダイバーシティの推進につきましては、６月に人事部［ダイバーシティ推進室］を設置しました。新たに策定した「ダイバーシティ＆インクルージョン基本方針」に基づき、性別や年齢に関わらず多様な人材が活躍できる組織風土を醸成し、自由で新しい発想から組織力向上を目指してまいります。また、職員のキャリア形成支援では、人事部［キャリア開発グループ］を設置するとともに、それぞれが描くキャリアプランに応える体制づくりの一環として「プロフェッショナルコース」を導入しました。職員一人ひとりが成長とやりがいを実感でき、お客さまから支持される銀行グループへの成長を目指して、人事改革を進めてまいります。

○ 店舗

５月に上松支店を上松町役場新庁舎内へ移転したほか、ダイレクトローン支店と八十二コールセンターを統合し、非対面業務の集約拠点としてダイレクト支店を設置しました。７月には長野駅からのアクセスを改善するため、長野駅前支店を移転しました。10月には新潟県中越・下越地区の事業者さまからのご相談に迅速にお応えできるよう法人特化型の拠点として新潟法人営業所を開設しました。また、現地建替えした岩村田支店は八十二リースとの共同店舗とし、当行事業拠点では初めてとなるＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）店舗といたしました。

当期の業績は以下のようになりました。

○ 損益の状況

経常収益は、金銭の信託運用益および国債等債券売却益の増加等により前期比３億２千７百万円増加して1,119億１千５百万円となりました。

また、経常費用は、貸倒引当金繰入額の減少等により前期比48億８千５百万円減少して805億５千万円となりました。

この結果、経常利益は前期比52億１千３百万円増加して313億６千５百万円となりました。

当期純利益は前期比38億７千８百万円増加して223億９千６百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比58億９千９百万円増加して380億４千７百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比42億８千３百万円増加して266億６千７百万円となりました。

○ 預金・貸出金

預金は、個人預金を中心に期中3,958億円増加したことから、期末残高は８兆666億円となりました。

貸出金は、中央政府向け資金を中心に期中3,865億円増加したことから、期末残高は５兆9,740億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中257億円増加して期末残高は１兆6,953億円、個人向け資金は期中679億円増加して期末残高は１兆3,123億円となりました。

○ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。国債および外国証券を中心に期中5,240億円減少し、期末残高は２兆8,098億円となりました。

○ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、連結19.06％、単体17.62％となり、銀行界トップ水準を維持しております。

■ 対処すべき課題

コロナ禍も３年目に入り、新しい生活様式や思考が定着しつつあります。ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）や働き方改革に加え、世界規模で広がるSDGsや脱炭素化をはじめとするサステナビリティの取組みは、企業活動における重要テーマとして位置づけられ社会全体が急速に変わろうとしています。

当行はこうした事業環境の変化に対応するとともに、地域社会の発展に貢献し続けられるよう「中期経営ビジョン2021」を策定しました。地域に必要とされる銀行グループであり続けるため経営の根幹にサステナビリティを据え、ビジネスモデルの変革と収益力の強化に取り組んでまいります。

具体的には、ウィズコロナ時代の経営戦略とともにＤＸや脱炭素化など新しい視点から企業価値向上に取り組まれる事業者さまには、金融サービスのほかにも、ヒト・モノ・情報など企業経営に関わるすべての面で期待にお応えできるよう当行グループの事業領域を広げ、総力を結集しともに活力あふれる地域社会を創ってまいります。

一方、人生100年時代を迎えより一層多様化していくライフプランに関しましては、デジタル技術も積極的に活用し、お客さまの暮らし全般をサポートできる銀行グループへと進化し、生涯にわたって選ばれ続けるよう安心・安全・便利なマネーサービスを提供してまいります。

また、ビジネスモデル変革を担う人材の育成につきましては、大胆な人事制度改革を進めることで一人ひとりの意識や行動の変革を促し、スピード感をもって自ら考え行動できる人材の育成に取り組んでまいります。多様な価値観の職員が存分に活躍できる職場環境を整えることで、魅力あふれる企業グループへと進化してまいります。

伝統的な銀行業務にとどまることなく非金融分野にも事業領域を拡大することで収益力を強化し、創立以来90年ともに歩んできた長野県のリーディングバンクとして、すべての事業活動から地域社会の発展に貢献してまいります。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも地域の皆様のご期待にお応えすべく努力してまいります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	6,746,895	6,989,187	7,670,775	8,066,627
定期性預金	2,369,820	2,360,604	2,398,680	2,436,170
その他	4,377,075	4,628,583	5,272,094	5,630,457
貸出金	5,310,562	5,443,996	5,587,528	5,974,071
個人向け	1,176,531	1,216,227	1,244,386	1,312,385
中小企業向け	1,513,671	1,526,454	1,669,635	1,695,376
その他	2,620,360	2,701,314	2,673,507	2,966,309
特定取引資産（トレーディング資産）	13,373	29,559	12,157	13,370
特定取引負債（トレーディング負債）	4,356	3,444	3,066	4,279
有価証券	2,771,528	2,920,426	3,333,897	2,809,850
国債	1,001,092	1,000,867	1,181,165	820,553
地方債	383,801	362,245	352,304	308,214
その他	1,386,634	1,557,313	1,800,426	1,681,082
総資産	10,394,621	10,413,208	12,075,029	13,265,200
内国為替取扱高	50,824,472	51,783,906	48,304,817	50,221,596
外国為替取扱高	百万ドル 21,831	百万ドル 20,900	百万ドル 22,639	百万ドル 24,376
経常利益	29,024	28,021	26,152	31,365
当期純利益	21,830	19,562	18,517	22,396
1株当たり当期純利益	円 銭 43 85	円 銭 39 69	円 銭 37 83	円 銭 45 74
信託財産	395	378	347	673
信託報酬	2	2	2	7

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。
3　1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

＜ご参考＞　連結業績の推移

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	160,013	163,637	152,604	151,349
経常利益	34,354	33,447	32,147	38,047
親会社株主に帰属する当期純利益	22,492	22,077	22,384	26,667
純資産額	765,509	748,432	909,694	912,698
総資産	10,451,533	10,470,547	12,160,638	13,343,796

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　当連結会計年度より団体信用生命保険の配当金を経常収益から経常費用の減少に表示を変更しております。2020年度以前の経常収益にもこの変更を反映しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,067人
平均年齢	42年　4月
平均勤続年数	16年　2月
平均給与月額	367千円

（注）1　平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2　使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3　平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数

	当　年　度　末
長　野　県	うち出張所 131店（　9　）
新　潟　県	4　（　―　）
東　京　都	6　（　―　）
埼　玉　県	5　（　―　）
群　馬　県	2　（　―　）
愛　知　県	1　（　―　）
岐　阜　県	1　（　―　）
大　阪　府	1　（　―　）
国　内　計	151　（　9　）
ア　ジ　ア	1　（　―　）
海　外　計	1　（　―　）
合　　計	152　（　9　）

（注）1　上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、店舗外現金自動設備を221か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,501か所（長野県内172か所、県外13,329か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,681か所（長野県内488か所、県外24,193か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,100か所（長野県内144か所、県外11,956か所）それぞれ設置しております。また、店舗出店規制緩和を受け窓口営業を行わない法人取引専門営業所を1か所設置しております。

2　長野県内131店のうち11店（うち出張所2店）はブランチ・イン・ブランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては120か所となっております。

ロ．当年度新設営業所

該当事項はありません。

（注）1　店舗外現金自動設備の新設（2か所）
デリシア中込、デリシアガーデンあかしな

2　店舗外現金自動設備の廃止（8か所）
オリンパス辰野事業場、西駒郷、三才、中込、白馬八方バスターミナル、平田、村山駅前、信大附属病院東病棟

ハ．銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	4,313

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
ソフトウェア	1,266
事務機器、システム機器の導入・更改等	845
清水アパート建替	553
岩村田支店建替	366

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況
当行は親会社を有しておりません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
八十二証券株式会社	長野県長野市大字南長野字石堂南1277番地2	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、取次および代理	百万円 3,000	% 100.00	―
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	200	100.00	―
株式会社八十二カード	長野県長野市大字中御所218番地11	クレジットカード業務	30	100.00	―
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	30	100.00	―
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地13	システム開発	40	5.00	―
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	200	10.00	―
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	20	100.00	―
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	510	99.00	―
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	100	0.00	―
八十二アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番22号	投資運用業	200	100.00	―
八十二インベストメント株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	30	100.00	―

ハ．重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携（略称「ＡＣＳ」）により、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「ＭＩＣＳ」）により、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称「ＣＮＳ」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ＡＴＭによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のＡＴＭでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のＡＴＭでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内６信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湯本 昭一	取締役会長 監査部担当	—	—
松下 正樹	取締役頭取（代表取締役） デジタルトランスフォーメーション部 秘書室 東京事務所担当	—	—
浅井 隆彦	取締役副頭取（代表取締役） 企画部 金融市場部 業務統括部 融資センター、事務センター 本店センター、松本センター担当	—	—
佐藤 裕一	常務取締役 融資部担当	—	—
宮原 博之	常務取締役 リスク統括部 人事部 総務部担当	—	—
佐藤 信司	常務取締役 松本営業部長	—	—
樋代 章平	常務取締役 営業企画部 営業渉外部 国際部 システム部担当	—	—
田下 佳代	取締役（社外役員）	—	弁護士
黒澤 壯吉	取締役（社外役員）	—	—
濱野 京	取締役（社外役員）	—	—
神澤 鋭二	取締役（社外役員）	キッセイコムテック 株式会社　代表取締役	—
北澤 吉美	常勤監査役	—	—
峰村 千秀	常勤監査役	—	—
門多 丈	監査役（社外役員）	—	—
和田 恭良	監査役（社外役員）	—	—
山沢 清人	監査役（社外役員）	—	—

（注）社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役３名以上により構成される取締役会の諮問機関であります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、「選任・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

１．基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

２．確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

３．業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、一事業年度の最終成果である当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

４．非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、株式報酬型ストックオプションとする。各取締役に割り当てる新株予約権の数は、株主総会で承認された上限金額の範囲内で役位別に定めるストックオプション報酬額を当該新株予約権１個あたりの新株予約権個数を決定するための公正価額で除して算出された数（ただし、株主総会で承認された１年間の個数を上限とする）とし、定時株主総会開催日から１年以内の日までの期間に割り当てる。

５．確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年6月25日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

ⅰ　確定金額報酬は月額25百万円以内とすること

ⅱ　業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること

ⅲ　ストックオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内（１年間の個数の上限：1,500個、１年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てること

・当期純利益による業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
～100億円以下	－
100億円超～150億円以下	4千万円
150億円超～200億円以下	5千万円
200億円超～250億円以下	6千万円
250億円超～300億円以下	7千万円
300億円超～350億円以下	8千万円
350億円超	9千万円

6．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数を決定する。

ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数(名)
		確定金額報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬	
取　締　役 (うち社外取締役)	314 (18)	207 (18)	60 (—)	47 (—)	13 (4)
監　査　役 (うち社外監査役)	75 (16)	75 (16)	— (—)	— (—)	5 (3)
合　　計 (うち社外役員)	389 (35)	282 (35)	60 (—)	47 (—)	18 (7)

（注）1　員数には当事業年度に退任した取締役2名を含めております。

2　業績連動型報酬にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は22,396百万円であります。当該指標を選択した理由は、一事業年度の最終成果であるからであります。当行の業績連動型報酬は、当期純利益の水準に応じて報酬枠を決定しております。

3　非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプションであり、新株予約権割当の際の条件等は「イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。

4　取締役の確定金額報酬の額は、2008年６月25日開催の第125期定時株主総会において、月額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名です。

また、確定金額報酬とは別枠で、2008年６月25日開催の第125期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を年額100百万円以内（１年間の個数の上限：1,500個、１年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名です。

5　監査役の報酬につきましては、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬月額８百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。なお、当該報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

6　取締役会は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数の決定を、取締役頭取松下正樹（デジタルトランスフォーメーション部、秘書室、東京事務所担当）に委任しております。委任した理由は、当行全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に「選任・報酬委員会」がその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
田　下　佳　代	会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
黒　澤　壯　吉	
濱　野　　京	
神　澤　鋭　二	
門　多　　丈	
和　田　恭　良	
山　沢　清　人	

(4) 補償契約

イ．在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ．補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【被保険者の範囲】

当行取締役、監査役、執行役員

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

神澤鋭二氏はキッセイコムテック株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当行と
キッセイコムテック株式会社との間には預金、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	主な活動状況
田　下　佳　代	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員長を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
黒　澤　壯　吉	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、主に金融分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。 また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
濱　野　　京	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、主にグローバル分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
神　澤　鋭　二	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、主にＤＸ分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
門　多　　丈	14年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和　田　恭　良	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山　沢　清　人	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

（注）取締役濱野京氏および神澤鋭二氏については、2021年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等（百万円）	銀行の親会社等からの報酬等（百万円）
報酬等の合計	7人	35（—）	—

（注）（ ）は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　2,000,000千株
発行済株式の総数　511,103千株

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

19,687名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	66,518	13.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,350	3.95
明治安田生命保険相互会社	17,867	3.64
日本生命保険相互会社	13,600	2.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,529	2.76
信越化学工業株式会社	11,830	2.41
昭和商事株式会社	11,820	2.41
株式会社三菱UFJ銀行	10,182	2.07
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,041	2.05
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）SUB A/C USL NON-TREATY	9,669	1.97

（注） 1　持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2　持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　弥永　めぐみ 指定有限責任社員　陸田　雅彦 指定有限責任社員　石尾　雅樹	71百万円	（注２） （注３）

（注）１　当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

２　会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３　当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は94百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ．在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ．補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ．会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ．在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ．補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

第139期末（2022年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
現金預け金	4,031,655
現金	122,352
預け金	3,909,303
コールローン	20,000
買入金銭債権	116,411
特定取引資産	13,370
商品有価証券	731
特定金融派生商品	4,640
その他の特定取引資産	7,998
金銭の信託	79,448
有価証券	2,809,850
国債	820,553
地方債	308,214
社債	524,690
株式	507,908
その他の証券	648,484
貸出金	5,974,071
割引手形	13,031
手形貸付	139,384
証書貸付	5,166,696
当座貸越	654,959
外国為替	30,546
外国他店預け	26,313
買入外国為替	3,800
取立外国為替	432
その他資産	132,812
未決済為替貸	21
前払費用	779
未収収益	7,144
先物取引差入証拠金	60
金融派生商品	35,813
金融商品等差入担保金	13,538
その他の資産	75,454
有形固定資産	25,924
建物	11,155
土地	10,776
リース資産	324
建設仮勘定	923
その他の有形固定資産	2,744
無形固定資産	4,471
ソフトウェア	3,876
リース資産	0
その他の無形固定資産	594
前払年金費用	23,756
支払承諾見返	38,113
貸倒引当金	△35,232
資産の部合計	13,265,200

科　目	金　額
（負債の部）	
預金	8,066,627
当座預金	366,975
普通預金	5,002,443
貯蓄預金	58,580
定期預金	2,403,977
定期積金	32,193
その他の預金	202,457
譲渡性預金	156,457
コールマネー	1,504,861
売現先勘定	53,041
債券貸借取引受入担保金	322,484
特定取引負債	4,279
特定金融派生商品	4,279
借用金	2,080,959
借入金	2,080,959
外国為替	960
外国他店借	10
売渡外国為替	228
未払外国為替	720
信託勘定借	360
その他負債	81,636
未決済為替借	8
未払法人税等	1,653
未払費用	4,217
前受収益	1,749
給付補填備金	0
先物取引差金勘定	93
金融派生商品	14,461
金融商品等受入担保金	7,542
リース債務	354
資産除去債務	144
その他の負債	51,411
退職給付引当金	10,236
睡眠預金払戻損失引当金	499
偶発損失引当金	1,341
繰延税金負債	109,329
支払承諾	38,113
負債の部合計	12,431,189
（純資産の部）	
資本金	52,243
資本剰余金	32,557
資本準備金	29,609
その他資本剰余金	2,948
利益剰余金	477,569
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	429,959
固定資産圧縮積立金	1,095
別途積立金	399,600
繰越利益剰余金	29,263
自己株式	△11,576
株主資本合計	550,794
その他有価証券評価差額金	267,274
繰延ヘッジ損益	15,670
評価・換算差額等合計	282,945
新株予約権	271
純資産の部合計	834,011
負債及び純資産の部合計	13,265,200

第139期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		111,915
資金運用収益	72,676	
貸出金利息	41,922	
有価証券利息配当金	26,874	
コールローン利息	33	
預け金利息	3,255	
その他の受入利息	589	
信託報酬	7	
役務取引等収益	17,847	
受入為替手数料	5,515	
その他の役務収益	12,332	
特定取引収益	198	
商品有価証券収益	29	
特定金融派生商品収益	166	
その他の特定取引収益	1	
その他業務収益	10,941	
外国為替売買益	1,226	
国債等債券売却益	9,714	
国債等債券償還益	0	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	10,243	
償却債権取立益	19	
株式等売却益	4,669	
金銭の信託運用益	4,267	
その他の経常収益	1,287	
経常費用		80,550
資金調達費用	4,289	
預金利息	594	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息	△167	
売現先利息	102	
債券貸借取引支払利息	291	
借用金利息	270	
金利スワップ支払利息	3,175	
その他の支払利息	13	
役務取引等費用	7,893	
支払為替手数料	905	
その他の役務費用	6,987	
その他業務費用	7,748	
国債等債券売却損	7,717	
金融派生商品費用	31	
営業経費	48,510	
その他経常費用	12,108	
貸倒引当金繰入額	1,888	
貸出金償却	3	
株式等売却損	2,419	
株式等償却	50	
金銭の信託運用損	3,717	
その他の経常費用	4,028	
経常利益		31,365

（単位：百万円）

科　目	金　額	
特別利益		762
固定資産処分益	762	
特別損失		754
固定資産処分損	451	
減損損失	302	
税引前当期純利益		31,373
法人税、住民税及び事業税	7,081	
法人税等調整額	1,895	
法人税等合計		8,977
当期純利益		22,396

第139期末（2022年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
現金預け金	4,049,642
コールローン及び買入手形	20,000
買入金銭債権	116,411
特定取引資産	13,370
金銭の信託	79,448
有価証券	2,801,655
貸出金	5,931,315
外国為替	30,546
リース債権及びリース投資資産	68,041
その他資産	152,789
有形固定資産	34,378
建物	11,546
土地	11,144
建設仮勘定	923
その他の有形固定資産	10,764
無形固定資産	4,628
ソフトウェア	4,018
その他の無形固定資産	609
退職給付に係る資産	42,803
繰延税金資産	1,780
支払承諾見返	38,113
貸倒引当金	△41,129
資産の部合計	13,343,796

科　目	金　額
（負債の部）	
預金	8,049,875
譲渡性預金	132,507
コールマネー及び売渡手形	1,504,861
売現先勘定	53,041
債券貸借取引受入担保金	322,484
特定取引負債	4,279
借用金	2,087,634
外国為替	960
信託勘定借	360
その他負債	108,104
退職給付に係る負債	11,653
睡眠預金払戻損失引当金	499
偶発損失引当金	1,341
特別法上の引当金	12
繰延税金負債	115,367
支払承諾	38,113
負債の部合計	12,431,097
（純資産の部）	
資本金	52,243
資本剰余金	59,176
利益剰余金	512,403
自己株式	△11,576
株主資本合計	612,246
その他有価証券評価差額金	268,743
繰延ヘッジ損益	15,670
退職給付に係る調整累計額	12,266
その他の包括利益累計額合計	296,680
新株予約権	271
非支配株主持分	3,499
純資産の部合計	912,698
負債及び純資産の部合計	13,343,796

第139期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		151,349
資金運用収益	72,803	
貸出金利息	41,893	
有価証券利息配当金	26,989	
コールローン利息及び買入手形利息	33	
預け金利息	3,257	
その他の受入利息	629	
信託報酬	7	
役務取引等収益	22,010	
特定取引収益	2,063	
その他業務収益	44,177	
その他経常収益	10,287	
償却債権取立益	25	
その他の経常収益	10,261	
経常費用		113,301
資金調達費用	4,318	
預金利息	594	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△167	
売現先利息	102	
債券貸借取引支払利息	291	
借用金利息	295	
その他の支払利息	3,195	
役務取引等費用	5,600	
その他業務費用	37,263	
営業経費	54,038	
その他経常費用	12,080	
貸倒引当金繰入額	1,800	
その他の経常費用	10,279	
経常利益		38,047
特別利益		762
固定資産処分益	762	
特別損失		754
固定資産処分損	451	
減損損失	302	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		38,055
法人税、住民税及び事業税	8,950	
法人税等調整額	2,254	
法人税等合計		11,204
当期純利益		26,850
非支配株主に帰属する当期純利益		182
親会社株主に帰属する当期純利益		26,667

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

株式会社八十二銀行
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弥　永　めぐみ　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陸　田　雅　彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　尾　雅　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

株式会社八十二銀行
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弥　永　めぐみ　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陸　田　雅　彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　尾　雅　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月13日

株式会社　八十二銀行監査役会

常勤監査役　北澤吉美　㊞

常勤監査役　峰村千秀　㊞

社外監査役　門多　丈　㊞

社外監査役　和田恭良　㊞

社外監査役　山沢清人　㊞

以　上